

質 疑 応 答 書

(平成31年1月7日更新)

あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）返礼品の選定に係る公募について、次のとおり質問があったので回答します。

| NO. | 質 疑 事 項 | 回 答 事 項 |
|-----|---|---|
| 1 | 栄養成分表示のない商品（加工食品）については、返礼品とはならないのでしょうか。 | 食品表示法の規定に基づく従前の取扱いとする猶予期間内（加工食品と添加物は平成32年3月31日まで）であれば、栄養成分表示のない商品（加工食品）であっても返礼品とすることができます。 |
| 2 | 8月（2回目）提案ですが、選定された場合、商品発送開始日はいつごろになりますか。 | 選定結果の通知から寄附受付ポータルサイトへの掲載までにおよそ1か月半程度要することから、10月上旬から受付開始となる見込みです。 |
| 3 | 下記ご回答宜しくお願い致します。 仕入れ品を返礼品としてご提案させて頂く事は可能でしょうか？ 例）旭川の居酒屋店が作っている自家農場で栽培している野菜等 例）天然の山菜（ギョウジャニンニクやカバノアナタケ） 例）住宅リフォーム割引券 例）旭川産の薪（カバやナラや白樺等） 以上です。 返礼品提供事業者としてご応募させて頂きたく、ご回答宜しくお願い致します。 | あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）返礼品の選定に係る公募実施要領の第3に返礼品の要件を規定しておりますので、そちらを御参照ください。 御提案いただいた商品につきましては、同要領に定める各種要件及び基準に基づき、庁内で選考の上、決定することとなります。 なお、本年度おける選考は全て日程を終了しておりますことから、これから御提案いただいたものにつきましては、来年度において選考する予定となっておりますので、その旨申し添えます。 |